



医療事故といのちの尊厳

- 医療安全の推進は -

～医療基本法が土台に～

第1部

「医療事故の現状と医療事故調査制度」

◆ 宮脇正和さん (医療過誤原告の会・会長)

第2部

「医療事故被害者アンケート」

◆ 山口由美さん (医療過誤原告の会・幹事)

第3部【質疑応答】

☆ コーディネーター / 小林洋二

(患者の権利法をつくる会 事務局長)

8回目となる医療基本法学習会は、原点に立ち戻り、ふたたび医療過誤原告の会から報告や問題提起を受けて意見交換します。

医療過誤の被害者とその家族からなる原告の会は、1991年の設立以来33年にわたり、医療過誤被害者支援と再発防止のための活動を続けてきました。

会の悲願とも言える医療事故調査制度が開始されて8年が経とうとしています。果たして被害者とその家族の願いに沿うものとなっているのでしょうか。

今回は原告の会が実施したアンケート結果も踏まえ、医療事故調査には何が求められるのか、また被害者とその家族の求める調査制度の実現のためには、やはり患者の権利を医療の中心に据える医療基本法の制定が何よりも急がれるのではないかと考えたことを参加者みんなで考えたいと思います。

2024 **6.8** (土)

ZOOM ウェビナーで開催

開演 14:00~16:00

どなたでも参加できます



<https://qr.paps.jp/eoHcX>
ミーティングID: 842 8791 7440
パスコード: 741035

主催

● お問い合わせ：患者の権利法をつくる会 <http://www.iryu-kihonho.net/>
〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号 メディカルセンタービル九大病院前6F
TEL:092-641-2150 / FAX:092-641-5707 E-mail:kenri-ho@gb3.so-net.ne.jp

☆ Zoom での参加は、
こちらから参加下さい